○国土交通省告示第四百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡早川町大字湯島字白沢八三番乙―三内四等三角点白沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第千六十二号で指定した第二十四号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二七八度一一分一五秒　一号
一三五〇・二四一メートルの地点　一号
標柱一号から二三七度一五分三五秒　二号
六〇・〇〇七メートルの地点　二号
標柱二号から二七三度七分一二秒　三号
六四・五八二メートルの地点　三号
標柱三号から二二〇度五分五五秒　四号
四一・五六二メートルの地点　四号
標柱四号から二四四度五分五八秒　五号
五三・五二四メートルの地点　五号
標柱五号から一八九度四三分五九秒　六号
一〇・一九二メートルの地点　六号
標柱六号から二二三度二二分四五秒　七号
二三・七四八メートルの地点　七号
標柱七号から二三四度九分五〇秒　八号
四一・七七五メートルの地点　八号
標柱八号から二五四度二三分二五秒　九号
二五・一三七メートルの地点　九号
標柱九号から三二一度四分四〇秒　十号
三〇・七四八メートルの地点　十号
標柱十号から二三五度一分四三秒　十一号
二三・七九一メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五八度〇分二二秒　十二号
一九・三三五メートルの地点　十二号
標柱十二号から二三七度二分四一秒　十三号
二一・五六五メートルの地点　十三号
標柱十三号から二七六度三七分二二秒　十四号
二五・六〇五メートルの地点　十四号
標柱十四号から二四〇度三六分一〇秒　十五号
一五・八〇三メートルの地点　十五号
標柱十五号から三〇二度四分三九秒　十六号
一八・三五二メートルの地点　十六号
標柱十六号から四三度五三分四一秒　十七号
二三・四二三メートルの地点　十七号
標柱十七号から九九度五二分一八秒　十八号
二八・五〇五メートルの地点　十八号
標柱十八号から五一度二四分一〇秒　十九号
六一・九七六メートルの地点　十九号
標柱十九号から七六度一〇分五五秒　二十号
二九・九九九メートルの地点　二十号
標柱二十号から一二〇度三六分四六秒　二十一号
二八・三三七メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から四二度六分九秒　二十二号
一三三・二三七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から六五度四七分二六秒　二十三号
一四二・八六八メートルの地点　二十三号

○国土交通省告示第四百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東古賀第二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県佐賀市富士町大字小副川

字岩佐古　五二八二番六　一号及び二号
五二八〇番　三号
五二七七番一　四号から六号まで
字椿　七号
五二七六番一　八号及び九号
五二五〇番地先道路敷　十号
五二五一番二　十一号から十三号まで
五二七五番　十四号
五二七三番二　十四号
五二七一番地先道路敷　十五号
五二七二番地先道路敷　十六号
五二七四番　十七号
五二二二番一　十八号
五二二〇番地先道路敷　十九号
字稗田　二十号及び二十一号
五一二七番三　二十二号
五一一九番　二十三号
五一一八番　二十四号
五一一六番一　二十五号及び二十六号
五一一四番一　二十七号
五一一四番一地先河川敷　二十八号

○国土交通省告示第四百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

青木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市川内町一丁目字青木

六五〇番　一号
六六〇番　二号及び四号
六五九番　三号
六六三番　五号
六四九番　六号及び七号
六四六番　八号
六五一番　九号から十二号まで

○国土交通省告示第四百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仲井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路敷

島根県松江市鹿島町名分

字仲井　七五番一から七五番三まで　七六番二
七六番五
七八番四
字仲井奥　一八二〇番　一八二一番
一八二四番
一八二六番一及び一八二六番二
一八二六番五

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県松江市鹿島町名分

字仲井　七五番二　一号
字仲井奥　一八三〇番　二号
一八二六番五　三号
一八二六番一　四号
一八二四番　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市川東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路敷

島根県大田市温泉津町福光

イ九八番一及びイ九八番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県大田市温泉津町福光

イ九七番地先道路敷　一号
イ九〇五番　二号及び三号
イ九〇六番　四号
イ九八番二　五号
イ九八番一　六号
イ九〇一番　七号から九号及び十二号
イ九三番二　十号
イ九三番三　十一号
イ九五番一　十三号
イ九〇二番　十四号